

港区芝浦3-2-22 田町交通ビル3階
TEL : 03-3769-6571 FAX : 03-3769-6570

発行日 2023年2月28日
発行人 慶島 譲治

交運労協URL <http://www.koun-itf.jp>

【厚生労働省・国土交通省とのマスク着用見直しに関する意見交換】

交通の現場混乱防止に向け、各輸送モードが意見表明！

政府は、2月10日に開催した新型コロナウイルス感染症対策本部において、「マスク着用の考え方の見直し」を決定した。その内容は、3月13日からマスク着用は個人の判断に委ねることを基本とする一方で、混雑した電車・バスに乗車する際はマスクの着用を推奨するなど、現場において混乱をきたすことが懸念される。



これを踏まえ、交運労協は、2月22日、衆議院第一議員会館において、交運労協政策推進議員懇談会と連携のもと、厚生労働省・国土交通省との意見交換を設定した。（※以下、厚労省・国交省）

冒頭、司会の森屋隆事務局長（参議院議員）より挨拶がなされた後、近藤昭一会長（衆議院議員）は、「これまで感染対策に力を入れて対応してきたコロナ禍も3年を迎え、1日も早く社会と経済を元に戻し、コロナ前の生活に戻していくことは重要であると思う。そういった意味では、マスクを着用しないという選択肢もあるが、このままでは社会に混乱が生じると予想している。本日は、よりよい方向性が見出せる意見交換になればと期待している」と述べた。

次に、交運労協を代表して住野議長より、両省の出席者に対し、日頃のお礼と本日の出席への感謝を申し上げた後、「これまでコロナ禍の3年間、交通運輸・観光サービス産業の労働者は、3密対策を行いながら利用者に接してきた。そして、この度、マスクの着用を見直すということは喜ばしいことだが、着用する・しないの判断は、あくまでも個人と企業の判断に委ねるとのことで、鉄道やバスの路線によって取り扱いが異なったり、時間帯で違ったり、また、着用を巡って利用者同士のトラブルが発生し、従業員がその仲裁に追われる等、交通の現場は混乱すると想定される。さらに現場は、今、人員不足で苦慮している中、乗務員が罹患すると、運行ダイヤに支障をきたすことも想定される。本日は、各構成組織の出席者から現場の声をお聞き頂き、ガイドライン等の策定に反映して頂きたい」と挨拶した。

続いて、両省の出席者を代表し、国交省の谷川仁彦危機管理官より、本日の意見交換に対するお礼が述べられた後、「5月8日2類から5類への取り扱いの移行に際し、さまざまな検討を行っているが、マスク着用の見直しは学校の卒業式への対応として、先行して行うこととした。これまで屋外は原則自由とし、屋内は



着用を推奨するとしてきたが、屋内も含めて考え方を見直し、一定の場面を除いては、個人の判断に委ねることにしていく。ただし、個人判断とするということは、決して国民任せにするという意味ではなく、今後のポストコロナ・ウィズコロナに移っていく過程として進めているものである。国交省としても関係する各業界と、51業種ごとのガイドラインの作成に取り組んでいるところであり、本日のご意見も参考にさせて頂くために、各局から出席している。ぜひとも現場の声をお聞かせ頂きたい」と挨拶した。

その後、厚労省健康局の栗田大貴難病対策課主査より、「マスク着用の考え方の見直し等について」説明がなされ、出席者との意見交換に入った。

Q. 荻山政策委員長（JR連合会長）：この見直しにあたり、国の指示は本当に重要だと感じている。現場が混乱しないようにしていきたいが、このままでは非常に不安である。事業者と働く者が自信をもって対処できるように取り組んで頂きたい。また、これまで原則着用としてきたものが、突然、着用しなくてもよいこととなった場合、科学的根拠はどうかと、私たちも不信を持つところである。その点をはっきりして頂きたい。今、ガイドラインを策定しているとのことだが、JRと私鉄で対応が違ったり、地域によって異なったりとはならない。統一的な取り扱いを望む。また、「本人の意思に反して着脱を強いることがないよう」との記載は、曖昧でトラブルの原因となる。個別、具体的に示して頂きたい。



A. 厚労省：混雑している車内等において、見直しの前後で大きな変化はないと認識している。いかにして混雑の定義を示していくかという点は、国交省と相談しながら考え方を明らかにしていきたい。なお、昨今、感染者数が減少してきたことから、感染症部会で論議し、5類への移行を5月8日とすることで確認してきたが、マスクの着用については過剰な対応ではないかとの声もあり、前倒しして考え方を見直すこととした。

A. 国交省：通勤等の混雑した電車において、基礎疾患をもつ人や、妊婦、高齢者等の利用者に感染させないという配慮から、マスクの着用を推奨していくこととした。ただし時間で区切ると、地域によっては混雑していないという場合もあり、逆に硬直的になってしまう。併せて、通勤時間帯でなくても列車の遅延などで混雑した際、混乱を招く恐れがある。これらのことを考慮すると、一概に定義付けすることは難しい。しかしながら、個別、具体的に現場を考えれば、取り扱いを決めた方がよい場合もあることから、現在、各モード別の業界団体や企業に検討を促しているところである。



Q. 熊谷書記長（JR総連）：利用者同士のトラブルでの仲裁は、第三者加害事案に発展するケースが多々あり、その度に従業員は苦勞している。マスク着用する・しないの周知徹底は企業に任せるのではなく、国として発信し、世論だけではなく、労働者にも配慮して頂きたい。

A. 国交省：エッセンシャルワーカーを感染から守る取り組みは、今後も継続していくことと併せ、現在、前述のとおりガイドラインを作成しているところである。

Q. 志摩交通政策局長（私鉄総連）：やはり事業者判断が大きな課題である。3月13日をもってマスク着用が見直しされるが、周



りの人が外さなければ、外さないという国民的な意識が強い。長い目で見ながら対応していく必要があるが、線引きを明確にする国からの発信は必須である。

A. 国交省：国民に対して発信していくことは、厚労省もしくは政府全体で取り組むべき課題であると認識している。



Q. 遠藤総合政策部長（海員組合）：内航船などでコロナが蔓延した際、受け入れ可能な港がなくなることを危惧していることから、着用の見直しについては慎重に検討するとともに、周知徹底して頂きたい。さらに、着用は個人判断と事業者判断のどちらが優先されるのか。利用者同士のトラブルにもつながる場合もあり、しっかりと線引きしなければ現場が苦慮する。現場で懸念される事項を払拭することに努めて頂き業種別のガイドラインで示されることを期待している。

A. 厚労省：政府としては個人判断が基本である。

A. 国交省：飲食店を例に挙げると、その店舗が着用を推奨しているとするれば、事業者の判断が優先されているということである。長期間に亘って航海する旅客船については、感染対策として着用を推奨するとし、事業者が利用者に着用を促せばよいと考える。しかしながら、電車やバスは乗り降りの機会が多く、業界団体や事業者で判断することは難しいことから、個人の判断に委ねることになると思う。

Q. 森屋議員：回答になっていない。個人の判断であれば、利用者同士でトラブルのもとになり、その仲裁をするのは現場の従業員である。

Q. 皆川副事務局長（航空連合）：昨日、2月21日、定期航空協会から航空機内・空港内におけるお客様と航空会社の従業員について、今後は着用を個人の判断に委ねるという業種別のガイドラインの見直しを進めていくということが発表されている。これまでマスクの着用に関して航空の現場では、機内や空港カウンターでの着用を巡り、また、お客様同士のトラブルにも対応し、従業員は苦慮してきた。そして、海外ではマスクを着用しないことが一般的になったことから、日本国内での対応の差に、特に客室乗務員は苦労してきた。これらの状況から、航空連合は組合員に調査を実施したが、マスク着用に対する対応に苦慮したことがあるかとの問いに、約8割の人が経験ありと回答している。これらを踏まえ、航空局と事業者が十分に連携を図りながらガイドラインを改定し、空港や機内において理解しやすい周知と徹底を望む。さらに、ガイドラインが廃止される5月8日以降も丁寧に対応して頂きたい。



A. 国交省：ご指摘を踏まえて、5月8日以降も社会生活が混乱しないように、さらに検討を深めていかなければならないと考える。

Q. 手水政策部長（交通労連）：タクシーはお客様同士のトラブルはないが、これまで運送約款をもって、マスクを着用していないお客様の乗車はお断りしてきた。3月13日以降、約款は無効になるのか。



A. 国交省：感染対策上、タクシー車内のような狭い空間で、事業者が利用者または従業員に着用を求めることは許容される。

Q. 本田書記次長（全自交労連）：タクシーの運送約款において

第4条の第12項に1類もしくは2類感染症という字句が入っていることから、これまでと同様にマスクの着用を促し、受け入れられない乗客については運送の継続をお断りすればよいと考えるが、2類から5類に変更される場合は無効になってしまうということなのか確認したい。タクシーは乗車定員があるので混雑はないが、車内空間の密度や人との距離間は他の輸送モードとは異なることから業種別ガイドラインの策定において、これらの点を配慮頂きたい。また、事業者やドライバーの判断に委ねるとなると車両ごとにマスク着用の取り扱いが異なるということになり、利用者はどう見分ければよいか困惑する。事業者別のガイドラインではなく、業界のガイドラインが必要である。併せて、ドライバーは高齢化しており、基礎疾患をもっている人も少なくないことから、十分に配慮すべきではないか。ぜひとも、これら現場を考慮したガイドライン作りを徹底して頂きたい。



A. 国交省：5月以降の運行約款の取り扱いについては、これからの検討課題である。着用に関する利用者と事業者、ドライバーの判断の取り扱いについては、ガイドラインで示していくこととなるが、事業者ごとに検討し、取り扱っていくことになる。なお、事業者ごとの取り扱いの差について、いかにして、すべての利用者に周知するかは、ガイドラインで示すのではなく、事業者から周知する事項である。

Q. 荻山政策委員長：通勤ラッシュ時等、混雑した車内でのマスク着用の推奨は「当面の取扱」となっているが、当面とはいつまでなのか。

A. 国交省：5月8日が、一つのタイミングである。

Q. 森屋議員：5月8日以降も、マスクを持ち歩かないといけないのか。

A. 厚労省：病院に行く時などマスク着用を求められる場面は想定されるので、行き先に応じて持ち歩いて頂くことは想定される。

A. 厚労省・国交省：本日、頂いた指摘事項等を検討しながら、ガイドラインの策定等に取り組んでいきたい。

以上の質疑応答をもって、森屋隆事務局長より「ぜひともこれらの現場の意見を反映しながら、ガイドラインの策定に努めて頂きたい」との挨拶があり、最後に慶島事務局長より「本日の意見交換に真摯にご対応頂き、感謝申し上げます。私たち現場の声を十分にお聞き頂いたと思う。持ち帰り、ご検討頂きたい。コロナ禍では、車内放送でテレワークを推奨するなど、辛い時期があった。公共交通とは見知らぬ人同士が乗り合うものであり、今回の見直しにある混雑した車両でのマスクの推奨が、『公共交通は危険である』というような誤ったメッセージとして国民に発信されないよう、お願いを申し上げます」と、まとめと閉会の挨拶を行った。



交運労協は、公共交通機関の利用者と働く者にとって、安心・安全な環境が確保されるよう、引き続き取り組んでいく。

【別紙】新型コロナウイルス感染症対策本部決定「マスク着用の考え方の見直し等について（令和5年2月10日付）」

以上